

北九州市農業委員会
第25回東部部会会議（令和7年度8月部会会議）議事録

1 日 時 令和7年8月8日（金）午前10時00分～午前10時15分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 28名

農業委員 9名

川 江 秀 孝	藤 堂 孝 雄	各 務 浩	中 谷 陽 子
柳 野 保 博	中 村 治 雄	清 水 正 人	澤 水 理 佳
稲 光 進			

農地利用最適化推進委員 19名

増 田 強	矢 野 孔 清	中 村 眞 一	平 尾 長 正
松 根 豊 春	吉 村 晃 一	有 松 政 則	村 田 堯
平 林 秀 美	村 田 紘	酒 井 一 生	古 田 仁 重
瀬 戸 克 哉	木 村 博 美	大 下 治 三	黒 崎 隆 博
河 内 一 弥	山 本 勇 次	小 田 征 二	

・欠席委員 2名

農業委員 1名 古 田 俊 策

農地利用最適化推進委員 1名 坂 井 準 二

4 事務局出席者

福 田 事務局長 池 永 次長 田 上 係長 吉 田 主任

5 議 事

（1）農地関係

【報 告】

報告第133号	使用貸借権の解約について	1件
報告第134号	非農地証明願について	5件
報告第135号	農地法第3条の3の規定による届出について	6件
報告第136号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	2件
報告第137号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	11件
報告第138号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	1件

【議 案】

議案第62号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第63号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件

6 傍聴人 なし

部会長

ただ今より、令和7年度第25回東部部会会議を開会します。会議の効率的な運営の観点から、議案書は事前に各委員に送付しております。報告事項につきましては、事務局の読み上げは省略します。

それでは議案書の15ページをお開きください。議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議を行います。議案事項につきましても、報告事項と同様に、事務局による読み上げは省略します。

それでは、第1項、門司区大字伊川地区担当の古田俊策委員、報告をお願いします。

古田俊策委員

議案第62号第1項について、譲渡人は規模縮小、譲受人は借りていた農地を購入して経営の安定化を図るもので、大字伊川の申請地において、引き続き野菜栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第2項及び第3項、小倉南区貫地区担当の川江委員、報告をお願いします。

川江委員

議案第62号第2項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が規模拡大するもので、大字貫の申請地において、主に果樹栽培を行う計画です。

次に、第3項について、譲渡人から譲受人へ贈与するもので、大字貫の申請地において、野菜栽培を行う計画です。いずれも、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしているようです。以上、報告いたします。

部会長

次に、第4項、小倉南区徳吉南地区担当の私、中村から報告します。議案第62号第4項について、譲渡人から譲受人へ贈与するもので、徳吉南の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第62号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の17ページをお開きください。議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」、審議を行います。今月担当の第1東部調査委員会、川江調査長から報告をお願いします。

川江調査長

まず、第1項及び第2項について、それぞれの申請地は、土地1枚を挟んだ近隣にあり、譲受人は同じプラント設備業者で、無蓋駐車場及び無蓋資材置場として、農地

を転用するものです。

申請地は、いずれも第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。

次に、第3項について、申請地の3筆のうち、北側の1筆は、上下水道が埋設されている沿道に接し、おおむね500m以内に2つ以上の医療施設があるので、第3種農地です。ほかの2筆は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。

機械開発業者が、工場建設のため、農地を転用するものです。

次に、第4項について、申請地は、上下水道が埋設されている沿道に接し、おおむね500m以内に2つ以上の教育及び医療施設があることから、第3種農地です。

不動産業者が無蓋資材置場として、農地を転用するものです。

最後に、第5項について、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。建設業者が無蓋資材置場として、農地を転用するものです。

以上、いずれの申請地も、地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第63号につきましては、許可相当と決定いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、25番瀬戸委員と26番木村委員です。よろしくお願いします。そのほかで何かございませんか。ほかになければ、これで、令和7年度第25回東部部会会議を閉会します。